第１号様式（第６条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　月　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：　　　－　　　　－　 |

＜申請事業の詳細＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の内容 |  |
| 事業実施予定日：　　　　年　　月　　日 |
| 助成申請額（事業総額） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（事業総額：　　　　　　円） | 当該申請の交付歴 | （　　年度）交付 |

＜地域自治を担う住民組織（学区自治連合会等）からの推薦（第３条関係）＞

地域住民の地域活動への参加、協力、地域住民相互の交流、協働の促進に資するものと下記の団体に認められ、推薦を受けたことを報告する。

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦団体 | 団体名：代表者氏名： |

第２号様式（第６条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金収支予算書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　月　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

１　収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内　　訳 |
| １　補助金２　その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

２　支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内　　訳 |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

第３号様式（第７条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金事前着手届

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　月　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　　年　　月　　日付けで申請しました標記の事業について、交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

１　事前着手（予定）日（申請日以降で事業準備を含む事業開始日）

　　　　　年　　月　　日

第４号様式（第８条関係）

京都市指令中　地第 号

年　 月　 日

　　　　　　　　様

京都市中京区長

（担当：中京区地域自治推進室）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

１ 交付予定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２ 交付の条件

（１）事業の変更又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。

（２）事業が完了した後１箇月以内又は当該年度３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の交付予定額の５分の４以内の額について概算払することができる。

（３）この補助金が交付された後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。

ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

イ 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。

ウ 中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金交付要綱第９条第４項の規定により、

　変更又は中止の承認を受けたとき。

エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

オ 中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

カ 国等により、緊急事態宣言等が発出され、事業を実施することが適切でないと判　　断されるとき

第５号様式（第８条関係）

京都市指令中　地第　号

年　　月　　日

　　　様

京都市中京区長

（担当：中京区地域自治推進室）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

１ 不交付の理由

（教 示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第６号様式（第９条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金計画変更・中止承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　月　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

年　　月　　日付けで補助金の交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変更・中止したいので承認願います。

記

１ 変更・中止の内容

２ 変更・中止の理由

３ 補助額等の変更 ※経費の増減がある場合

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更申請額（事業総額） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円（ 　　　　　　　　　　　　　　円） |

第７号様式（第９条関係）

京都市指令中　地第 号

年　　月　　日

　　　様

京都市中京区長

（担当：中京区地域自治推進室）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金変更・中止承認通知書

年　月　日付けで補助金の交付決定を行った、中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金について、 年 月 日付けで提出された中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金計画変更・中止承認申請書に基づき、下記のとおり変更・中止することを承認しましたので通知します。

記

１ 変更の内容

２ 変更交付予定額

|  |  |
| --- | --- |
| 当初交付額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更承認後交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |

第８号様式（第１０条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　－ |

京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金の実績について報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定日 | 年　　月　　日 | 完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 事業費総額 | 円 |
| 事業の成果 | □事業後に　　　　　　　　　　　を開催し、　　　　人が参加した。□その他の成果（例：普段実施できない規模の事業ができた） |
| 今後の活動の方向性 | （例：今回の事業実施を機に来年度以降も町民が積極的に交流できる機会を創出したい。） |

※事業実績を証する成果物、事業の実施状況が判断できる写真等を添付してください。

※提出された成果物、写真等は本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への御協力をお願いする場合があります。

第９号様式（第１０条関係）

中京区自治会ＩＣＴ化促進支援事業補助金収支決算書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市中京区長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請団体等の住所（主たる事務所） | 申請団体等の名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

１　収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内　　訳 |
| １　補助金２　その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

２　支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内　　訳 |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

※領収書の写しや必要に応じ経費支出の内訳が分かる書類を添付してください。

※その他、区長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。